

令和6年能登半島地震の発生により被害に遭われた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。
本学では、この地震により災害救助法適用地域（石川県・富山県・福井県・新潟県）で被災された世帯の受験生に対し、申請に基づき罹災状況によって以下のとおり特別措置を行います。

1. 対象者

災害救助法適用地域において被災された世帯の入学志願者（学部・大学院）で、以下に該当する方を対象とします。

- (1) 主たる家計支持者が死亡又は行方不明である方。
- (2) 主たる家計支持者が所有する家屋が全壊、大規模半壊、半壊以上の損害を受けたと認められる方。

2. 特別措置の内容

①災害救助法適用地域（石川県・富山県・福井県・新潟県）より受験される方すべてが対象

- ・入学検定料を全額免除

②上記1.(1)(2)のいずれかに該当する方すべてが対象

- ・入学金を全額免除

③上記1.(1)(2)のいずれかに該当する方のそれぞれに対応

(1)に該当される方

- ・2024年度前期・後期分の授業料及び施設維持費を全額免除
- ・2024年度前期・後期分の寮費を全額免除
- ・2025年度以降については、実情を鑑みながら授業料及び施設維持費を全額もしくは半額免除
- ・2025年度以降については、実情を鑑みながら寮費を全額もしくは半額免除

(2)に該当される方

- ・2024年度前期・後期分の授業料及び施設維持費を半額免除
- ・2024年度前期・後期分の寮費を全額免除
- ・2025年度以降については、実情を鑑みながら授業料及び施設維持費を半額もしくは1/4免除
- ・2025年度以降については、実情を鑑みながら寮費を全額もしくは半額免除

3. 手続きについて

(1)まずは、学事部学務までご連絡ください。

(2)提出書類について

対象となる入試の出願書類に①を同封し、それぞれの試験の出願締切日までに提出してください。

②、③につきましては証明書を発行する公的機関が通常通り業務を開始して以降で構いませんので、準備をしていただき、大学まで郵送していただくことで対応いたします。

①令和6年能登半島地震の発生による被災特別措置申請書（本学所定用紙は2ページ目）

②被災により死亡又は行方不明となったことを証明する書類(写し可)・・・上記1.(1)に該当する方

③罹災(りさい)証明書・・・上記1.(2)に該当する方

4. ご連絡・お問い合わせ先

エリザベト音楽大学 学事部学務

〒730-0016 広島市中区鞆町4-15

TEL : 082-225-8015 (直通) e-mail : gakumu01@eum.ac.jp

